

# らのルール 本条例

条例の骨子に  
ご意見を!!

## 日吉津村自治基本条例(骨子)ができました!! みなさんからの意見募集 (パブリック・コメント) を行います。

現在策定中の「日吉津村自治基本条例」の骨子を作成しました。

この骨子に対して、村民の皆様からのご意見をいただき、条例の作成の参考にしたいと考えています。  
どしどしご意見をお寄せください。

【意見募集期間】平成 20 年 8 月 1 日 (金) ~平成 20 年 8 月 15 日 (金)

【閲覧場所】日吉津村役場地域振興課、日吉津村中央公民館

日吉津村役場ホームページ <http://www.hiezu.jp/> でもご覧いただけます。

【意見の提出方法】住所、氏名、連絡先、ご意見等を記入のうえ、下記のいずれかの方法により地域振興課にご提出ください。

- ・日吉津村役場地域振興課へ直接持参
- ・郵送 (8 月 15 日 (金) 消印有効) 〒 689-3553 日吉津村日吉津 872-15 日吉津村役場地域振興課 宛
- ・ファクシミリ FAX (0859) 27-0903
- ・電子メール [chi-shin@hiezu.jp](mailto:chi-shin@hiezu.jp)

【提出意見の取扱い】

条例の作成の参考とさせていただきます。ご提出いただいた意見を検討し、意見の概要とそれに対する回答を地域振興課窓口に着くほか、村のホームページで公表します。

個々の意見に直接回答は致しません。また、ご提出いただいた原稿等の返却はできませんので、ご了承ください。

## 自治基本条例(骨子)から抜粋(要約)

この条例を最高規範とします

【最高規範性】

- ・この条例は、本村の自治の推進における最高規範であり、また、他の条例、規則等の制定や改廃を行なう場合は、この条例を遵守します。

自治の基本原則を決めました (本村の自治や村づくりの大原則です)

【村民主権】

- ・村の主権者は住民であり、村民は村づくりの主役です。

【人権の尊重】

- ・村民は、国籍や性別、年齢等にかかわらず、誰もが尊重されます。
- ・子どももその人権が保障され、年齢に応じて村づくりに参加する権利を有します。

【情報の共有】

- ・村民、議会および村は、村政に関する情報を互いに共有し、村民主体の村づくりを進めます。

【参画と協働】

- ・村政への参画の機会を保障し、村民と村は、相互理解と信頼関係を深め協働して村づくりを行います。

自治基本条例推進委員会を設置します

【推進委員会の設置】

- ・村は、この条例の実効性を高め、参画と協働の円滑な推進や自治の発展を図るため、推進委員会を設置し、運営状況の検証、評価を行います。

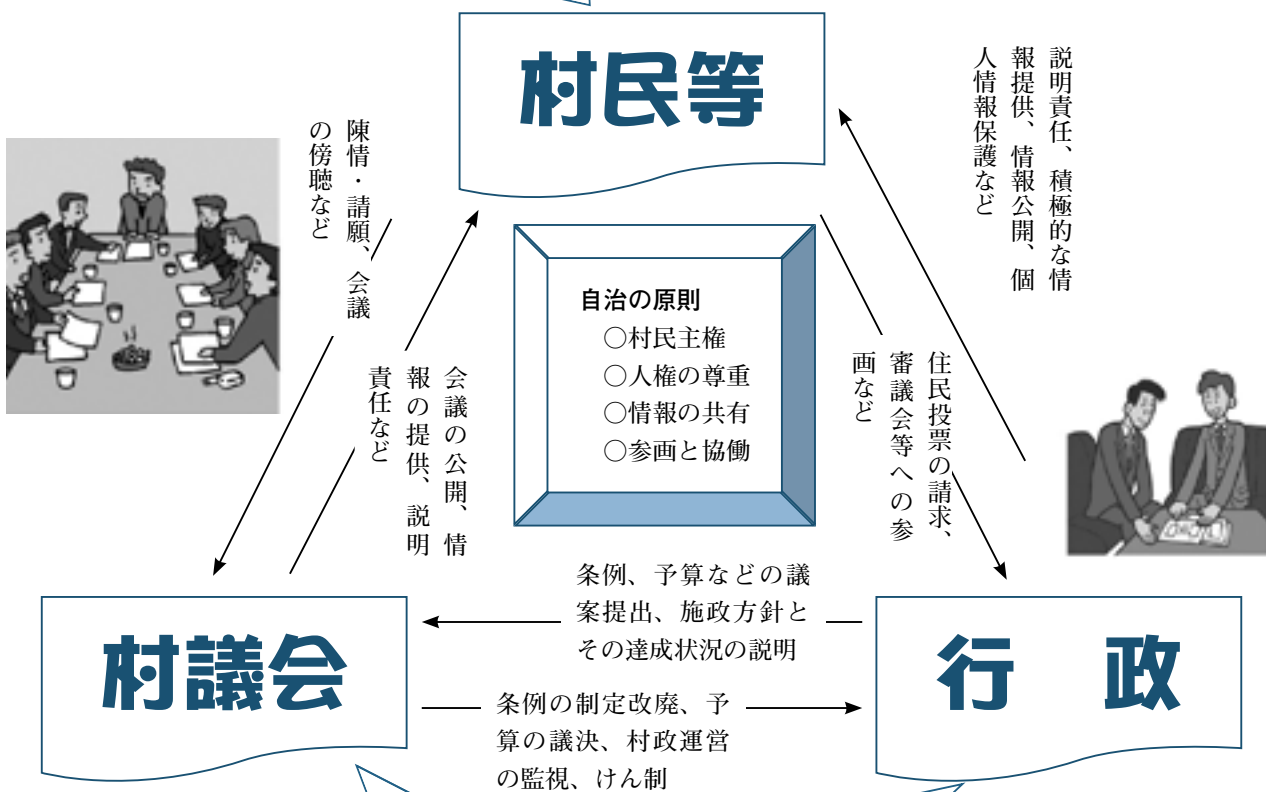
(3) 広報ひえづ



# みんなで作る む自治基

**村民の権利と役割など**

- 村政に関する情報を得る権利、学ぶ権利、村政に参画する権利、行政サービスを受ける権利などがある。
- 自治の主体者であることを自覚し、自らの発言と行動に責任を持ちながら、積極的に村づくりへ参画するよう努める。



**議会の役割と責務**

- 村の最高意思決定機関であり、適正に村政運営が行われているか村を監視し、けん制する。
- 広く村民の声を聴く機会を設け、政策形成に反映させる。
- 村民と情報の共有を図り、開かれた議会運営を行う。

**行政の役割と責務**

- 公平・公正、誠実、迅速かつ効率的に職務を執行する。
- 村は、施策等の立案から実施、評価に至るまで、その経過や内容、目標の達成状況等を村民に分かりやすく説明する。
- 村政に関する村民の意見を把握し、適切に村政に反映させる。

※日吉津村自治基本条例(骨子)の詳細については、**村報8月号**に折り込んでいますので、ぜひご覧ください。みなさんの多数のご意見をお願いします。